障害者総合支援法の改正に伴う岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正（案）について

１　概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成２８年法律第６５号)」により障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号）が改正されたことに伴い、新たに創設されたサービスである就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助について、厚生労働省令（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」。以下「省令」という。）をもとに、人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を改正するものです。

なお、大都市特例により、岐阜市内の事業所については、岐阜市の条例が適用されるため、今回制定の条例の適用対象からは除かれます（障害者総合支援法第１０６条)。

【就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助とは】

障害者総合支援法に基づく、障害者等に対する以下のサービスを指します。

種別	性格
就労定着支援	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、就労の継続を図るために事業主、医療機関等との連絡調整等の支援を行う。
自立生活援助	利用者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、相談対応等により、利用者の状況を把握し、助言等の支援を行う。
日中サービス支援型指定共同生活援助	常時介護を要する利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事の介護等の援助を行う。

２　条例で定める基準の概要

（１）県独自の基準を設けるもの

①グループホームの立地条件の緩和【日中サービス支援型指定共同生活援助】

省令の内容		県の基準（案）
設備	第213条の６　日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設	第184条の５　日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設

	又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。	又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設又は病院とは独立した建物であり、かつ、利用者の家族及び地域住民との交流が確保される場合、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合その他の入所施設又は病院の敷地内にあることが適当と知事が認める場合は、この限りでない。

【理由】

○省令では、ただし書き以下の規定は設けられていませんが、グループホームの設置を促進し、障がい者の生活の場の確保を図るため、既存サービスの指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助と同様に、県独自の基準として追加します。

［基準の追加によるメリット］

・グループホームの設置を促進し、障がい者の生活の場の確保を図ることができる。

・重度障がい者の地域生活移行を推進する。

②「運営規程」について、「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を追加【すべてのサービスに同様の規程あり】

省令の内容		県の基準（案）
運営規程（就労定着支援） ※自立生活援助において準用	第206条の10　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	第179条の9　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

	五　通常の事業の実施地域 六　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 七　虐待の防止のための措置に関する事項 八　その他運営に関する重要事項	五　通常の事業の実施地域 六　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 七　虐待の防止のための措置に関する事項 八　苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 九　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
運営規程（共同生活援助） ※日中サービス支援型指定共同生活援助において準用	第 211 条の３　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入居定員 四　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 五　入居に当たっての留意事項 六　緊急時等における対応方法 七　非常災害対策 八　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他運営に関する重要事項	第 182 条の３　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入居定員 四　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 五　入居に当たっての留意事項 六　緊急時等における対応方法 七　非常災害対策 八　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 十一　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

【理由】

○運営規程は、障害福祉サービス利用時の条件や留意事項等を、当該サービスを利

用しようとする方々等に対して予め示すものですが、「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」は、障害福祉サービスの選択時には、利用希望者にとって欠くことのできない重要な情報の一つです。このため県では、他の既存サービスと同様に、新サービスにおいても県独自の基準として、運営規程で定める重要事項に位置付け、障害福祉サービスの運営規程の整備を図ることとします。

③「掲示」について、ホームページ等での事業所情報の公表を努力義務化（すべてのサービスに同様の規程あり）

省令の内容		県の基準（案）
掲示（居宅介護） ※就労定着支援、自立生活援助において準用	第 35 条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第 33 条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定居宅介護事業者は、前項の重要事項について、指定居宅介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。
掲示（生活介護） ※日中サービス支援型指定共同生活援助において準用	第 92 条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第 90 条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定生活介護事業者は、前項の重要事項について、指定生活介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

【理由】

○サービスの選択に資する重要事項の情報提供については、単に事業所内での掲示にとどまらず、ホームページに掲載するなどの取り組みを各事業所に求めることで、各事業所でのサービスの質の向上も一層進むと考えられます。このため県で

は、既存のサービスと同様に、県独自の基準として、インターネット等により幅広く事業所の情報を公表することを各事業所の努力義務として規定し、事業所情報の情報提供の強化やサービスの質の向上の促進を図ることとします。

（２）国の基準どおりに定めるもの

○上記以外の基準については現在の内容で特に課題はないため、県独自の内容は設けず、国の基準のとおり条例を改正することとします。

【国の基準どおりに定める主な項目と内容】

主な項目		主な内容
共通事項	・内容及び手続の説明及び同意 （従うべき基準） 省令第９条	・重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
	・提供拒否の禁止 （従うべき基準） 省令第 11 条	・正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。
	・苦情解決 （参酌すべき基準） 省令第 39 条	・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならない。
	・事故発生時の対応 （従うべき基準） 省令第 40 条	・事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
就労定着支援	・従業者の員数 （従うべき基準） 省令第 206 条の３	・就労定着支援員　事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を４０で除した数以上 ・サービス管理責任者　事業所ごとに、利用者の数が 60 人以下の場合は１人以上、利用者の数が 61 人以上の場合は１人に、利用者の数が 60 人を超えて 40 人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ・サービス管理責任者のうち、１人以上は常勤
	・設備及び備品等 （参酌すべき基準） 省令第 206 条の５ ※自立生活援助において準用	・事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

自立生活援助	・従業者の員数 （従うべき基準） 省令第 206 条の 14	・地域生活支援員　事業所ごとに、１人以上で、利用者の数が 25 人又はその端数を増すごとに１人を標準とする。 ・サービス管理責任者　事業所ごとに、利用者の数が 30 人以下の場合は１人以上、利用者の数が 31 人以上の場合は１人に、利用者の数が 30 人を超えて 30 人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
日中サービス支援型指定共同生活援助	・従業者の員数 （従うべき基準） 省令第 213 条の 4	・世話人　事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を５で除した数以上（夜間、深夜の時間帯以外の時間帯） ・生活支援員　事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上（夜間、深夜の時間帯以外の時間帯） イ　障害支援区分３の利用者数を９で除した数 ロ　障害支援区分４の利用者数を６で除した数 ハ　障害支援区分５の利用者数を４で除した数 ニ　障害支援区分６の利用者数を 2.5 で除した数 ・サービス管理責任者　事業所ごとに、利用者の数が 30 人以下は１人以上、利用者の数が 31 人以上の場合は、１人に、利用者の数が 30 人を超えて 30 人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ・夜間支援従事者　共同生活住居ごとに 1 人以上（夜間、深夜の時間帯） ・上記従業者のうち、1 人以上は常勤
	・設備 （下線が従うべき基準、斜体が標準とすべき基準、その他は参酌すべき基準） 省令第 213 条の 6	・*共同生活住居の入居定員は、２人以上 10 人以下* ・居室の定員は１人、ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は２人とすることができる。 ・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 ㎡以上

【従うべき基準】
　条例で定める際に、必ず適合しなければならない基準。異なる内容を定めることはできないが、基準に従う範囲内であれば地域の実情に応じた内容を定めることが許される。
【標準とすべき基準】
　条例で定める際に、「標準」をよるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許される基準。
【参酌すべき基準】
　条例で定める際に、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許される基準。

○上記の表は、項目、内容を抜粋して作成しています。

３　施行日

平成３０年４月１日施行予定